

## 最終報告(案)についての意見

上妻 毅 (専門委員)

## 【原案】

## 6. 駐留軍用地跡地利用の促進

「再編実施のための日米のロードマップ」において返還について盛り込まれた嘉手納飛行場以南の6施設は、人口、都市機能等が集中する中南部地域に位置しているため、一体的な計画に基づく跡地利用が、中南部地域の再編・活性化を図るまたとない機会となるとの期待が大きい。

一方で、沖縄県の人口増加数がやや逡減に向かう中、土地需要の見通しが不透明であり、また、跡地利用に係る地権者との合意形成、文化財調査、土壌汚染、不発弾、鍾乳洞の存在など解決すべき課題も数多くある。

現行の返還特措法(いわゆる軍転法)は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的としており、この目的を達成するため、国、沖縄県及び関係市町村は、相協力しなければならないとしている。

一方、今後の大規模な基地返還跡地については、国の責任の下において、跡地利用が適切に進められなければならないとの意見がある。

跡地利用においては、一般的に、①跡地利用計画の策定、②土地区画整理事業等の基盤整備等、③住宅、公園、商業施設など施設整備の各段階があり、現在、沖縄県の中南部地域の駐留軍用地においては、地元が主体的に跡地利用計画を策定している段階にある。

また、沖縄県の中南部地域に所在する駐留軍用地の跡地利用については、沖縄全体の振興と中南部地域の適正な都市構造の実現のため、中南部地域の発展の方向性を表した広域的なビジョンに基づいて一体的に進める必要があり、現在沖縄県において中南部地域の駐留軍用地跡地利用に係る広域構想の策定に取り組んでいる。

こうした大規模な基地返還跡地の利用は、中南部地域のみならず、沖縄全体の振興に大きな影響を与えるものであることから、迅速かつ効果的な跡地利用を進めるため、国が果たしていくべき責務とともに、関係機関間の役割分担や相互の協力・連携等について、積極的な検討を行う必要がある。

さらに、基地返還跡地における民間投資を活用した地域開発においては、今後とも見込まれる多額の資金需要に対応するとともに、超低金利・低利の良質な資金を供給するため政策金融の役割は極めて重要であり、沖縄固有の課題の一つである駐留軍用地跡地の利用促進に寄与するよう政策金融機能の活用が必要である。

## 【意見】

- ・ 「大規模な基地返還跡地の利用は、中南部地域のみならず、沖縄全体の振興に大きな影響を与えるもの」(上記下線部分 L18)等の認識が示される一方、以下についての考え方(事実認識、対応等のあり方)等の記述が不足している感は否めない。
  - ① 今後の沖縄振興における「駐留軍用地跡地利用の促進」の重大な課題(政策課題)としての位置づけ
  - ② 基地問題、特に軍用地の返還と跡利用に関わる多様な問題・課題等の整理
  - ③ 円滑・着実な跡利用実施に向けて必要な条件整備など諸課題への対応方針
- ・ 上記下線(L5):「解決すべき課題も数多くある」とあるが課題抽出として果たして十分か?
- ・ 上記下線(L6~9):「軍転法」についての第三者的記述がある。これのみで妥当か?  
(現行沖振法における「努力義務」等の規定も勘案した記述があつて然るべきではないか。)
- ・ 上記下線(L19~20):「積極的な検討を行う必要がある」とあるが、今般の状況に照らして「検討を行う」だけで十分か? 「検討」にとどまらず、「必要な条件整備を図る」必要があるのではないか。
- ・ 今般の現状と早急な対応を要する現実的課題
  - ① 基地内への事前立入調査の制限により具体的な跡地計画が策定できない。結果、返還後の調査、計画の策定、地権者の合意形成に時間を要し、事業着手が遅れる。
  - ② 中南部都市圏の軍用地は民有地が90%相当を占める。また、県外・国外在住者を含む地権者数は年々増加している。現行制度のままでは返還後の公共用地の取得等に多大な時間を要し、事業着手が大幅に遅れる。
- ・ かかる状況や課題もふまえ、県は、米軍用地所在の跡地関係市町村とともに『駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え』(平成22年9月)をまとめ、本会議でも説明の機会を設けた。当該文書、あるいはここで提起されている重要事項等に関する言及はほとんど見当たらない。円滑な跡利用に必要な条件整備等の課題が提起される中、課題への対応方向が示されるべきと考えるが、最終報告の内容として十分か?
- ・ 参考/上原良幸副知事コメント(於: 5月29日「日本地方財政学会シンポジウム」)  
「極めて条件の良い土地が米軍基地として使われており、基本的には基地をいつ返してもらってもいいという状況を作り出したい。」

## 【補足】

第8回「沖縄振興審議会総合部会専門委員会」（2011年2月15日）

### —上妻毅意見(要旨)—

#### 意見の趣旨と結論

- ・ 軍用地の返還と跡利用はこれからの沖縄振興の柱に据えるべき重要な課題であり、また、目の前の現実の問題。
- ・ 中南部都市圏には沖縄県民全体の8割、114万人がこの中南部都市圏に暮らしている。114万というのは政令指定都市と同規模の都市圏。ここに基地が集中している。
- ・ この歴然たる事実、是正もしくは解決すべきさまざまな課題を念頭に、大規模な軍用地返還を契機として「あるべき県土の姿」を取り戻す（再生・創造する）。これが軍用地の跡利用に求められていることで、その公共性は極めて高いと考える。
- ・ 跡利用については国が責任を持って積極的に関与しないと不可能。

#### 基地の集中に伴う問題

- ・ 基地周辺的生活環境などにもたらしてきた影響など、改善すべき課題が残されている。
- ・ 基幹インフラを含め、公共・公益施設が計画的・適正に配置できなかったという問題がある。また、基地の存在によって県土の多くの開発適地が奪われてきたこと、沖縄戦で失われた緑地等の復旧が十分進まなかったこと、交通、物流、その他主要な拠点を結ぶネットワークの構築や市街地の連なりが分断されるなど都市圏の構造にも支障を来していること等の現実もある。
- ・ こうした実状を踏まえれば、軍用地の跡利用は、今後の沖縄振興の最重要課題の一つとして取り組むべき。

#### 基地跡地利用に係る諸要件

- ・ 跡地利用事業の条件整備と望ましい事業手法の確立については、種々問題はあるが、特に地権者の負担軽減と地元自治体の負担軽減を図らないと現実の跡利用は困難ではないか。（例：地権者の減歩の問題、地元自治体の財政負担軽減...etc.）
- ・ 沖縄振興計画を改めて読み直すと、75頁に国・県・宜野湾市の連携について書かれており、「事業実施主体、事業手法、機能導入等の問題について必要な検討を進める」旨が明記されている。
- ・ 検討は必要で結構だが、具体化を前提に取組を急がないといけない。特に国のスタンス。これは、単純に支援というより、国の責務として取り組むべきものではないか。
- ・ もっぱら国の安全保障、国益に供されてきた土地を再生していくわけであり、国自身が責務として積極的な関与あるいは必要な支援を行うべき。地元だけにそれを任せ、国は何か距離を置いて支援するというだけでは、事は前に進まないと思われる。特に大規模軍用地の跡利用を着実かつ円滑に実施するには、国の責務に基づく積極的関与が不可欠の要件と考える。
- ・ 沖縄県からは駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)の制度提案、制度要望もあった。既存の法制、既存の事業手法のみを前提としない新しい仕組みや措置が必要ではないか。

## 【参考】

### 沖縄振興特別措置法(第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置)

#### 第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等

(駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則)

第九十五条 国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。

(国の責務)

第九十六条 国は、前条の駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則(次条において「基本原則」という。)のっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第九十七条 沖縄県及び跡地関係市町村は、基本原則のっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第二節 大規模跡地の指定等

(大規模跡地の指定)

第九十八条 内閣総理大臣は、市街地の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その原状回復及び開発整備に長期間を要する駐留軍用地(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条に規定する合同委員会において返還が合意されたものに限る。)又は駐留軍用地跡地であって、沖縄の振興の拠点となると認められるもの(その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。)を大規模振興拠点駐留軍用地跡地(以下「大規模跡地」という。)として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第百三条第一項に規定する基準日までに行うものとする。

2 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄振興審議会及び沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した大規模跡地の区域を変更するものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による大規模跡地の区域の変更について準用する。

(国の取組方針の策定)

第九十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該大規模跡地において国が取り組むべき方針(以下「国の取組方針」という。)を定めなければならない。

2 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 大規模跡地の整備の方針に関する事項

二 大規模跡地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項

三 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項

四 産業の振興に関する事項

五 その他大規模跡地の整備に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、大規模跡地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

(県総合整備計画の策定)

第百条 沖縄県知事は、第九十八条第一項の規定による大規模跡地の指定があったときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百二号)第十一条第一項に規定する県総合整備計画(以下この章において単に「県総合整備計画」という。)を定めなければならない。

2 県総合整備計画は、前条第一項の規定により定められる国の取組方針との調和が保たれたものでなければな

らない。

(特定跡地の指定)

第一百一条 内閣総理大臣は、その開発整備を行うに当たって原状回復に相当の期間を要する駐留軍用地跡地であって、その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められるもの(その面積が政令で定める規模以上であるものに限る。)を特定振興駐留軍用地跡地(以下「特定跡地」という。)として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第一百四条第一項に規定する基準日までに行うものとする。

2 第九十八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による特定跡地の指定について準用する。

(市町村総合整備計画の策定)

第一百二条 跡地関係市町村の長は、前条第一項の規定による特定跡地の指定があったときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第十条第一項に規定する市町村総合整備計画を定めなければならない。ただし、当該特定跡地について、県総合整備計画が定められる場合は、この限りでない。

### 第三節 大規模跡地給付金の支給等

(大規模跡地給付金の支給)

第一百三条 国は、大規模跡地の円滑な利用を促進し、第一百条第一項の規定により定められた県総合整備計画に基づく市街地の計画的な開発整備及び原状回復に長期間を要することに伴う大規模跡地所有者等(大規模跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この条において同じ。)の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地(復帰協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているもの)に限り、国有地を除く。以下同じ。)の返還を受けた場合において、大規模跡地所有者等が当該返還を受けた日(以下この項及び次項において「返還日」という。)の翌日から引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該大規模跡地所有者等に対し、当該大規模跡地所有者等の申請に基づき、返還日の翌日から三年を経過した日(次項において「基準日」という。)から大規模跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該大規模跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前項の大規模跡地給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第七十二条に規定する補償金)の一日当たりの額に、基準日から当該大規模跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間(当該期間が前項後段に規定する政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間)の日数を乗じて得た額から基準日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金(次項において単に「補償金」という。)の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の大規模跡地所有者等について支給する大規模跡地給付金の額は、第一項に規定する政令で定める当該大規模跡地所有者等に係る期間の年数(当該期間の総月数を十二で除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に千円を乗じて得た額から当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の大規模跡地所有者等について一年間に支給する大規模跡地給付金の額は、千円から当該期間について当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。

4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の大規模跡地所有者等とみなす。

(特定跡地給付金の支給)

第一百四条 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における原状回復に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等(特定跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この項において同じ。)の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、特定跡地所有者等が当該返還を受けた日(以下この項において「返還日」という。)の翌日から引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該特定跡地所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、基準日(返還日の翌日から三年を経過した日をいう。)から特定跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該特定跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。